

# 平成23年度千葉県介護サービス情報公表計画

## 1 目的

この計画は、千葉県内の介護サービスの利用者がサービスを選択するための「介護サービス情報の公表」（以下「情報公表」という。）を円滑に実施するために、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第37条の2第1項に基づき、介護サービス事業者（以下「事業者」という。）が行う報告事務、指定調査機関が行う調査事務、情報公表事務に関する計画を一体のものとして定めるものである。

## 2 計画の策定者

この計画の策定は、千葉県知事（以下「知事」という。）とする。

## 3 定義

この計画において使用する用語の意味は、次のとおりとする。

### (1) 介護サービス

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条で定められている保険給付で、要介護状態又は要介護状態となる恐れがある被保険者に対し、必要に応じ提供されるもの。

### (2) 情報公表

介護サービスの利用者が適切かつ円滑に当該サービスを利用する機会を確保するために介護保険法の規定に基づき実施される介護サービス事業者に義務付けられた情報の公表制度。

### (3) 指定情報公表センター

法第115条の42第1項で定める指定情報公表センターで、介護サービス情報の公表に基づく情報公表事務を行う機関。

### (4) 指定調査機関

法第115条の36第1項で定める指定調査機関で、介護サービス情報の公表に基づく調査事務を行う調査機関。

### (5) 調査員

法第115条の37で定める調査員で、国及び県が定める資格基準を満たし、県が指定する調査員養成研修を修了したうえで、指定調査機関に所属し、知事から登録証明書の交付を受け、調査を行う者。

## 4 計画の概要

### (1) 計画の基準日

平成23年4月1日とする。

(2) 計画期間

平成24年3月31日までとする。

なお、5月末日までは準備期間とし、6月から調査を開始するものとする。

(3) 対象となる介護サービス

平成23年度の調査対象サービスは以下の35サービスとする。

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第14条第4号に掲げる診療所は除く。）
- 特定施設入居者生活介護（養護老人ホームを除く。）
- 福祉用具貸与
- 特定福祉用具販売
- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームを除く。）
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 居宅介護支援
- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設（定員8人以下を除く。）
- 介護予防訪問介護
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防通所介護
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護（省令第14条第4号に掲げる診療所は除く）
- 介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホームを除く）
- 介護予防福祉用具貸与
- 特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護

(4) 対象となる事業所

- 基準日前1年間における介護報酬金額が100万円を超えるサービス事業所（利用者負担分を含む）

また、下記（5）に定める各サービスグループ内において、二つ以上のサービスを同一の事業所又は施設において一体的に運営している場合には、各サービスグループ内のいずれのサービスについても介護報酬金額が100万円以下の場合を除き、対象となる。

- 基準日以降、対象となる介護サービスの指定を受け、サービスの提供を開始するサービス事業所（基本情報のみ義務とする）

- 上記以外で情報公表を希望するサービス事業所

(5) 一体的な調査の対象となるサービスグループ

①	訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護
②	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
③	訪問看護、介護予防訪問看護、指定療養通所介護
④	訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
⑤	通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、指定療養通所介護
⑥	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、指定療養通所介護
⑦	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）、 地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、 介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、 介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）
⑧	特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）、 地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、 介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、 介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）
⑨	特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、 特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）、 地域密着型特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、 介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、 介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）
⑩	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売
⑪	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
⑫	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
⑬	居宅介護支援
⑭	介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護
⑮	介護老人保健施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
⑯	介護療養型医療施設、短期入所療養介護（介護療養型医療施設）、介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

(6) 事務を実施する者

この計画に伴う事務は、指定情報公表センター及び指定調査機関が行うものとする。

ただし、指定情報公表センターは、「情報公表事務規程」で定める範囲内において事務の一部を指定調査機関に委託して実施することができるものとする。

(7) 事業の実施に係る手数料

事業者は、この事業の実施のために、使用料及び手数料条例に定める調査手数料及び情報公表手数料をそれぞれ支払うものとする。

5 報告事務に関する計画

(1) 報告に関する通知、調査票の配布

指定情報公表センターは、事業者に対し、報告及び調査が始まる前に報告に関する事項を通知し、その後、基本情報調査票及び調査情報調査票から成る調査票（以下「調査票」という。）を配布するものとする。

なお、調査票の配布は、指定情報公表センターが指定調査機関に委託して実施することができるものとする。

(2) 調査票の提出

事業者は、指定情報公表センターもしくは指定情報公表センターの委託を受けた指定調査機関（以下「指定調査機関等」という。）に調査票を提出するものとし、事業者は、次年度の調査結果が公表されるまでの間、提出した調査票の控えを保管するものとする。

また、調査票の提出は、指定調査機関等が定めた期日までに行うものとする。

(3) 提出方法

調査票の提出方法は、介護サービス情報報告システム（以下「報告システム」という。）によるWEB入力によるものの他、紙媒体もしくは電子データいずれかの方法により報告するものとする。

(4) 調査票の受理、確認

指定調査機関等は、事業者から提出された調査票について、記載漏れ等の不備について確認する。

指定調査機関等は、確認した調査票に不備があった場合は、再提出を求めることとする。

(5) 提出の催促

指定調査機関等は、提出期限までに調査票の提出がなかった事業者に対して提出を促すこととする。

## 6 調査事務に関する計画

### (1) 指定調査機関

調査は、知事が指定した指定調査機関が実施するものとする。

### (2) 事業者ごとに調査を行う指定調査機関

事業者ごとに調査を行う指定調査機関は、別途指定情報公表センターが指定するものとする。

ただし、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「グループホーム等」という。）については、外部評価（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第72条第2項及び第97条第7項に規定する外部評価をいう。以下同じ。）を実施するために、グループホーム等事業者と外部評価機関（指定調査機関のうち知事が外部評価を実施する機関として選定した法人をいう。以下同じ。）が別途定める要領により外部評価実施契約を締結するものとし、当契約を締結した外部評価機関が、外部評価と情報公表の調査を一体的に行うものとする。

また、外部評価機関は、当該契約を締結した場合には、速やかに指定情報公表センターに契約したグループホーム等事業者の情報を通知するものとする。

### (3) 事業者ごとに調査を行う月

調査は、平成24年3月までに終了させるものとする。

事業者ごとの調査時期は、指定調査機関が事業者との間で協議したうえで、指定調査機関が計画を作成し、指定情報公表センターに報告するものとする。

### (4) 調査対象となる事業者

調査対象は、基準日前1年間における介護報酬金額が100万円を超える事業者（介護療養型医療施設については定員8人以下を除く。）とし、それ以外の事業者は希望する場合対象となるものとする。

また、上記4（5）で定めるサービスグループ内において、二つ以上のサービスを一体的に運営している場合には、各サービスグループ内のサービスについていずれも介護報酬金額が100万円以下の場合を除き、対象とする。

### (5) 調査準備

#### ア 事前連絡

指定調査機関は、調査に先立ち事業者と連絡をとり、調査日程の確定、調査手数料の納付方法など必要事項を確認するものとする。

指定調査機関は、上記の確認に併せて情報公表手数料の納付方法について事業者と通知するものとする。

#### イ 事前準備

訪問調査に出向く調査員は、事業者により記入された「基本情報調査票」

と「調査情報調査票」により、事業者の内容を確認する。

また、「確認のための材料」に規定しているマニュアルや規程については、前年度にその存在が確認されている場合には、当該年度の確認作業は行わない旨、事前に事業者へ通知するものとする。

## (6) 調査の実施

### ア 調査員

調査員は1名以上で行うものとし、調査員は県が指定する調査員養成研修(別表第1)を受講することとする。

### イ 調査方法

調査は、事業所を訪問し面接調査で行う。

### ウ 調査時点

調査時点は、報告日現在とする。

### エ 調査内容

調査は、調査情報調査票について行うものとする。なお、調査員は、基本情報調査票についても参照するものとする。

### オ 確認事項

調査員は、調査情報の「確認のための材料」のうち、事業所が「あり」と報告した事項について、事業者が掲示した「確認のための材料」に事実の有無を確認するものとする。

また、「確認のための材料」の内容に関する評価、指導は行わないものとし、調査員は、事業者から掲示された「確認のための材料」を持ち帰らないものとする。

なお、「確認のための材料」に規定しているマニュアルや規程の有無の確認を行う面接調査において、前年度にその存在が確認されている場合は、当該年度の面接調査には特段の事情がない限り、あらためて当該確認材料の確認は行わないこととする。

### カ 調査終了

調査員は、調査結果について事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されることについて、事業者を代表するものの記名及び押印により同意を得るものとし、この同意をもって、調査は終了するものとする。

## (7) 調査結果の報告

### ア 調査員から指定調査機関への報告

調査員は、調査終了後、報告システムにより調査結果を登録し、併せて指定調査機関に対して、速やかに調査終了を報告するものとする。この場合、調査員は訪問調査で使用した調査票原票及び複写した調査票を保有しないものとする。

### イ 指定調査機関から指定情報公表センターへの報告

指定調査機関は、報告システムにより調査員が登録した調査結果と、訪問

調査で使用した調査票原票（事業者の同意のあるもの）を照合し、調査日を入力後提出するものとする。

なお、指定情報公表センターから指定調査機関に対し、公表手数料に関する収納業務委託があった場合は、当該委託契約に基づき指定情報公表センターの指示によるものとする。

#### ウ 調査結果の保存

指定調査機関は、介護サービス事業所を代表する者の記名及び押印がある調査票を次年度の調査結果が公表されるまで保存するものとし、指定情報公表センターからの求めがあった場合には、掲示できるように管理しておくものとする。

### 7 情報公表に関する計画

#### (1) 事業者ごとに公表を行う月

事業者ごとの公表時期は、指定情報公表センターが指定調査機関から調査結果の報告を受けた月の翌月とする。

#### (2) 調査報告の受理

指定情報公表センターは、指定調査機関から受理した調査結果を確認し、内容に不備がない場合は受理するものとする。

なお、不備が認められた場合は、調査結果を指定調査機関に差し戻し、再提出を求めるものとする。

#### (3) 公表の方法

##### ア インターネットによる公表

指定情報公表センターは、指定調査機関から受理した調査結果を、ホームページに掲載し、公表するものとする。

##### イ 事業者による公表

事業者は、公表される自らの介護サービス情報について、事業所又は施設の見やすい場所に掲示し、来訪者が閲覧できるような状態にするものとする。

併せて、事業者は、利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書等に公表される自らの介護サービス情報を添付するなど、自ら積極的に情報の公表に努めるものとする。

#### (4) 公表後の介護サービス情報の修正

ア 基本情報について、公表後に内容を変更する場合、事業者は保管している記入済みの調査票を基に修正し、指定情報公表センターに基本情報訂正依頼書（様式第1号）を提出するものとする。

指定情報公表センターは、修正の必要を認めた場合、速やかに修正情報をホームページに掲載するものとする。

イ 調査情報は、原則として公表後に変更できないものとする。

## 8 推進組織

知事は、情報公表の推進組織として千葉県福祉サービス第三者評価・情報公表推進会議（以下「推進会議」という。）を設置するものとする。併せて情報公表事業の公正・中立性及び専門性を確保する観点から、推進会議の中に第三者評価・情報公表基準等委員会、第三者評価・情報公表認証委員会及び介護サービス情報公表センター選定・評価委員会を設置し、必要に応じ意見答申を行うものとする。

## 9 苦情処理

### （1）苦情処理体制の整備

指定情報公表センター及び指定調査機関は、情報公表に関する苦情処理体制を整備し、寄せられた苦情対応の内容や対応の経過など必要な情報を共有することで、事業が適正に運用させるよう努めるものとする。

### （2）苦情情報の提出

指定調査機関は、毎月、寄せられた苦情及びその対応等について指定情報公表センターが定めた様式により、指定情報公表センターに報告するものとする。

## 10 普及及び啓発

知事及び指定情報公表センターは、情報公表事業に対する正しい理解及び受審の促進に向けた普及・啓発を行う。

## 11 その他

### （1）特定福祉用具販売等における対象外の取扱い

特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売事業所において上記4（4）の対象外となる場合は、特定福祉用具販売事業所等における対象外届（様式第2号）を担当する指定調査機関を経由し、指定情報公表センターへ提出するものとする。

### （2）是正命令を受けた事業者に係る介護サービス情報の取扱い

知事から、法第115条の35第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る介護サービス情報については、知事の指示により、調査又は公表を行うものとする。

(別表第1)

知事が調査員養成研修として認めた研修

研修主体	研修名
千葉県知事	介護サービス情報公表調査員養成研修 (平成18年3月開催、制度施行前に実施したもの)
	介護サービス情報公表調査員養成研修 (平成18年6月、平成19年3月開催)
社団法人 シルバーサービス振興会	介護サービス情報公表制度調査員指導者養成研修
千葉県以外の都道府県 もしくは都道府県が指定・ 委託した研修事業者	介護サービス情報公表調査員養成研修 (他の都道府県が調査員養成研修として認めた研修)
知事が指定した研修事業者	介護サービス情報公表調査員養成研修